

平成21年度

科学研究費補助金公募要領

「新学術領域研究（研究領域提案型）」（公募研究）

平成21年1月20日

文部科学省

目 次

I	公募の内容	1
1	科学研究費補助金とは	1
2	公募する研究種目	2
(1)	新学術領域研究（研究領域提案型）とは	2
(2)	今回募集する「公募研究」について	3
①	対象	3
②	応募金額・採択予定課題数	3
③	研究期間	3
④	応募から交付までのスケジュール	3
別表 1	「公募研究」を募集する研究領域一覧（21研究領域）	4
別添	新学術領域研究（研究領域提案型）の研究概要	5
II	応募に当たって研究者の方に留意していただくべきこと	16
1	応募の前に行っていただくべき事項	16
(1)	応募資格の確認	16
①	応募資格	16
②	応募資格の停止	16
(2)	研究組織及び研究者名簿の確認	17
(3)	電子申請システムを利用するためのID・パスワードの取得	17
(4)	重複応募制限の確認	17
別表 2	新学術領域研究（研究領域提案型）の公募研究に関する重複応募の制限	19
2	応募書類（研究計画調書）の作成・提出	20
(1)	研究計画調書の作成	20
(2)	応募方法及び提出期限	21
3	審査及び審査結果の通知等	21
(1)	審査	21
(2)	審査結果の通知	21
4	その他	21
(1)	補助金の適正な使用	21
(2)	補助金の使用に当たっての留意点	22
(3)	関係法令等に違反した場合の取り扱い	22
(4)	不合理な重複及び過度の集中	22
(5)	個人情報の取り扱い	22
III	研究機関において留意していただくべきこと	23
1	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく 体制整備等の実施状況についての報告等	23
(1)	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく 体制整備等の実施状況についての報告	23
(2)	科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条により文部科学大臣が 指定した研究機関の変更等の届出	23
2	研究代表者等についての応募資格の確認	24
3	電子申請システムを利用した応募に係る手続等	25
(1)	研究代表者への確認	25
(2)	電子申請システムを利用した応募書類の確認・提出	25

参考 1	研究組織に関わる「研究代表者」、「研究分担者」、「連携研究者」、 「研究協力者」等の用語について	26
	(1) 研究代表者	26
	(2) 研究分担者	26
	(3) 連携研究者	26
	(4) 研究協力者	26
参考 2	電子申請システムを利用した応募の手続	27
	1 研究機関が行う事前手続	27
	2 研究者が行う手続	27
	3 研究機関が行う手続	28
	4 問い合わせ先	28
	電子申請手続の概要（「新学術領域研究（研究領域提案型）」（公募研究））	28
参考 3	科学研究費補助金取扱規程	29
	<応募書類の様式・記入要領>	37
	○平成21年度科学研究費補助金 新学術領域研究（研究領域提案型） 応募情報（Web入力項目）作成・入力要領（継続領域）	39
	○応募情報（Web入力項目）（画面イメージ）	43
	○平成21年度科学研究費補助金 新学術領域研究（研究領域提案型） 研究計画調書作成・記入要領 継続領域「公募研究（新規）」用	45
	○応募情報（Web入力項目）の（出力イメージ）	49
	○様式S-1-2-1（応募内容ファイル（添付ファイル項目））	51
	問い合わせ先	63

I 公募の内容

1 科学研究費補助金とは

科学研究費補助金（科研費）は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的資金」であり、ピア・レビュー（専門分野の近い複数の研究者による審査）により、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。その研究種目は、目的や規模等に応じ様々です。

科学研究費補助金には、多様な学術研究を行う様々な研究者のニーズに応じるため、「研究種目」と呼ばれるカテゴリーが設けられています。

研究種目等	研究種目の目的・内容
科学研究費	
特別推進研究※	国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果をもたらす可能性のある研究（期間3～5年、1課題5億円程度を目安とするが、制限は設けない）
特定領域研究	我が国の学術研究分野の水準向上・強化につながる研究領域、地球規模での取組が必要な研究領域、社会的要請の特に強い研究領域を特定して機動的かつ効果的に研究の推進を図る（期間3～6年、単年度当たりの目安1領域 2千万円～6億円程度）
新学術領域研究	（研究領域提案型） 研究者又は研究者グループにより提案された、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、共同研究や研究人材の育成等の取り組みを通じて発展させる（期間5年、単年度当たりの目安1領域 1千万円～3億円程度） （研究課題提案型） 確実な研究成果が見込めるとは限らないものの、当該研究課題が進展することにより、学術研究のブレークスルーをもたらす可能性のある、革新的・挑戦的な研究（期間3年、単年度当たり1千万円程度）
基盤研究※	（S）1人又は比較的少数数の研究者が行う独創的・先駆的な研究（期間5年、1課題 5,000万円以上2億円程度まで） （A）（B）（C）1人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究（期間3～5年） （A） 2,000万円以上 5,000万円以下 （応募総額によりA・B・Cに区分）（B） 500万円以上 2,000万円以下 （C） 500万円以下
挑戦的萌芽研究※	独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究（期間1～3年、1課題 500万円以下）
若手研究（A）・（B）※	（S）42歳以下の研究者が1人で行う研究（期間5年、概ね3,000万円以上1億円程度まで） （A）（B）39歳以下の研究者が1人で行う研究（期間2～4年、応募総額によりA・Bに区分）（A）500万円以上3,000万円以下 （B）500万円以下 （スタートアップ）研究機関に採用されたばかりの研究者が1人で行う研究（期間2年、年間150万円以下）
奨励研究※	教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者が1人で行う研究（期間1年、1課題 100万円以下）
特別研究促進費	緊急かつ重要な研究課題の助成、年複数回応募の試行（研究助成に関する実験的試行）
研究成果公開促進費	
研究成果公開発表	学会等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成
学術定期刊物※	学会又は、複数の学会の協力体制による団体等が、学術の国際交流に資するため定期的に刊行する学術誌の助成
学術図書※	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成
データベース※	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、学術情報システム等を通じ公開利用を目的とするものの助成
特別研究員奨励費 ※	日本学術振興会の特別研究員（外国人特別研究員を含む）が行う研究の助成（期間3年以内）
学術創成研究費 ※	科学研究費補助金等による研究のうち特に優れた研究分野に着目し、当該分野の研究を推進する上で特に重要な研究課題を選定し、創造性豊かな学術研究の一層の推進を図る（推薦制 期間5年）

※印の研究種目等の公募、審査については、日本学術振興会が行います。

2 公募する研究種目

今回募集の対象となるのは、新学術領域研究（研究領域提案型）の公募研究です。

(1) 新学術領域研究（研究領域提案型）とは

研究者又は研究者グループにより提案された、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、共同研究や研究人材の育成等の取り組みを通じて発展させることを目的とした研究種目です。研究期間は5年間、単年度当たりの応募額は、1領域当たり1千万円～3億円程度となっています。

「研究領域提案型」の研究領域の構成は、以下のとおりとなっています。今回公募するのは、「公募研究」であり、「計画研究」とともに研究領域を構成します。

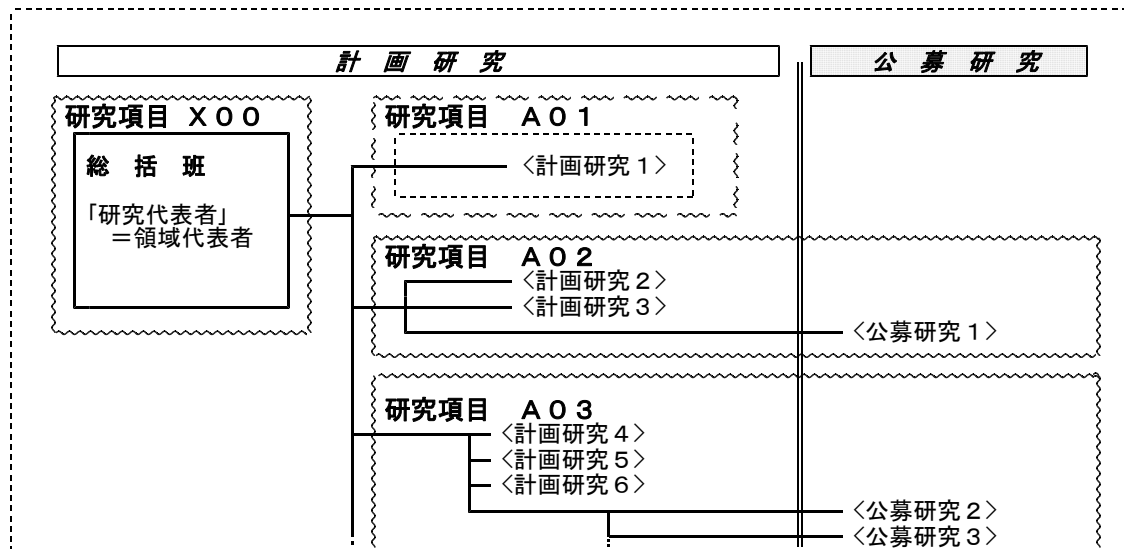
なお、以下の「研究代表者」、「研究分担者」、「連携研究者」の用語については、「参考1 研究組織に関わる「研究代表者」、「研究分担者」、「連携研究者」、「研究協力者」等の用語について」（26頁）を参照してください。

区分	内容
計画研究	研究領域を発展させるため、領域代表者（「総括班」の研究代表者）が、当該研究領域に関する研究を行う者をあらかじめ組織して、計画的に進める研究（総括班による計画を含む）
総括班	研究領域の全体的な研究方針の策定、企画調整、研究支援活動（研究領域内で共用する設備・装置の購入・開発・運用、実験試料・資材の提供など）等を行う組織（実際に研究を行わない組織） 当該研究領域の領域代表者が研究代表者となり、当該研究領域を構成する全ての「計画研究」の研究代表者が必ず組織の構成員（研究分担者及び連携研究者）になるものとする。また、「計画研究」の研究分担者を必要に応じて組織の構成員（研究分担者又は連携研究者）にすることもできる。なお、「計画研究」の研究代表者及び研究分担者以外の者は総括班の研究分担者になることはできない。
公募研究	1人の研究者（研究代表者）が、当該研究領域の研究をより一層推進するために「計画研究」と連携しつつ行う研究であり、当該研究領域の設定後に公募する。

注1. 公募研究の研究期間は2年間（領域設定期間の2～3年目及び4～5年目）とし、領域設定期間の1年目と3年目に公募を行います。

- 公募研究においては、「研究分担者」を置くことはできませんが、必要に応じて「連携研究者」、「研究協力者」を研究に参画させることができます。
- 研究領域を効率的に発展させるため、研究テーマや領域における役割などにより「計画研究」や「公募研究」をグループ化した研究項目を設定することができます。

〔研究領域の構成（イメージ）〕



(2) 今回募集する「公募研究」について

① 対象

平成20年度から研究を開始した研究領域のうち、別表1「「公募研究」を募集する研究領域一覧」(4頁)で示す21の研究領域に係る「公募研究」の研究課題。

応募に当たっては、その研究領域の中から、希望する研究領域及び研究項目を選択してください。

② 応募金額・採択予定課題数

各研究領域により異なります。別表1「「公募研究」を募集する研究領域一覧」(4頁)及び「新学術領域研究(研究領域提案型)の研究概要」(5頁～15頁)を参照してください。

③ 研究期間

2年間(2年間以外の研究期間の応募は審査に付しません。)

④ 応募から交付までのスケジュール

日 時	研究代表者の行う手続	研究機関が行う手続
平成21年 1月20日(火) 公募要領 発送	・所属する研究機関により付与された「ID・パスワード」により、日本学術振興会の電子申請システムにアクセスし、応募書類を作成	・府省共通研究開発管理システム(e-Rad)で発行した電子証明書のインストール(既に取得済の場合を除く) ・日本学術振興会へ電子申請システム利用申請書を提出し、「研究機関用ID・パスワード」を取得(既に取得済の場合を除く) ・府省共通研究開発管理システム(e-Rad)により研究者情報の登録等 ・研究代表者への「ID・パスワード」発行(既に発行済みの場合を除く)
<u>2月2日(月)</u>		・研究者情報登録等締切日(第5回)
<u>2月19日(木)</u>		・研究者情報登録等締切日(第6回)(※1)
<u>3月6日(金)</u>	・所属する研究機関が設定する提出(送信)期限までに、当該研究機関に応募書類を提出(送信)	・応募書類提出(送信)期限(※2)
3月～6月 審査		
7月中旬 交付内定		
8月上旬 交付申請		
9月上旬 交付決定		
9月中旬 補助金の送金		

※1 この日までに、所属する研究機関から府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に研究者情報が登録されていなければ、応募できません。府省共通研究開発管理システム(e-Rad)における登録状況については、研究機関の事務担当者に確認してください。(詳細は、「II 1(2) 研究組織及び研究者名簿の確認」(17頁)を参照してください。)

※2 この日の午後4時30分までに所属する研究機関から応募書類が提出(送信)されなければなりません。ついては、研究機関における応募手続等(期限等)を事務担当者に確認してください。

別表1

「公募研究」を募集する研究領域一覧（21研究領域）

番号	領域番号	研究領域名	領域略称名	応募金額(単年度当たり)	件数(程度)	概要の頁
1	1001	ユーラシア地域大国の比較研究(平成20年度～平成24年度)	比較地域大国論	200万円以内	4	5
2	2001	重い電子系の形成と秩序化(平成20年度～平成24年度)	重い電子の秩序化	400万円以内(実験的研究) 100万円以内(理論的研究)	15 5	5
3	2002	高温高圧中性子実験で拓く地球の物質科学(平成20年度～平成24年度)	中性子地球科学	100万円以内	1	6
4	2003	半導体における動的相関電子系の光科学(平成20年度～平成24年度)	動的相関光科学	500万円以内 300万円以内 100万円以内	3 10 5	6
5	2004	素核宇宙融合による計算科学に基づいた重層的物質構造の解明(平成20年度～平成24年度)	素核宇宙融合	200万円以内(計算科学の技法に関する研究) 150万円以内(上記以外の理論的研究)	2 12	7
6	2005	ソフトインターフェースの分子科学(平成20年度～平成24年度)	ソフト界面	300万円以内	20	7
7	2006	揺らぎが機能を定める生命分子の科学(平成20年度～平成24年度)	揺らぎと生体機能	300万円以内	30	8
8	2007	高次π空間の創発と機能開発(平成20年度～平成24年度)	π空間	200万円以内	20	8
9	2008	海底下の大河:地球規模の海洋地殻中の移流と生物地球化学作用(平成20年度～平成24年度)	海底下の大河	300万円以内 150万円以内	1 5	9
10	2009	分子自由度が拓く新物質科学(平成20年度～平成24年度)	新分子物質科学	250万円以内	20	9
11	2010	分子ナノシステムの創発化学(平成20年度～平成24年度)	分子ナノ創発化学	500万円以内 300万円以内 200万円以内	1 3 18	10
12	3001	多様性と非対称性を獲得するRNAプログラム(平成20年度～平成24年度)	RNA制御学	600万円以内(優れた実績・重要度の高い研究) 400万円以内(萌芽的な研究)	10 10	10
13	3002	細胞内ロジスティクス:病態の理解に向けた細胞内物流システムの融合研究(平成20年度～平成24年度)	ロジスティクス	500万円以内(実験系研究) 300万円以内(実験系研究) 100万円以内(理論研究)	3 17 9	11
14	3003	遺伝情報収納・発現・継承の時空間場(平成20年度～平成24年度)	遺伝情報場	1,000万円以内 (研究支援者の雇用・中規模の設備の購入等が必要な研究) 500万円以内(萌芽的・挑戦的で斬新な研究)	5 10	11
15	3004	神経系の動作原理を明らかにするためのシステム分子行動学(平成20年度～平成24年度)	分子行動学	500万円以内(実績ある研究者による研究) 300万円以内(萌芽的・挑戦的研究)	10 10	12
16	3005	配偶子幹細胞制御機構(平成20年度～平成24年度)	配偶子制御	500万円以内	8	12
17	3006	活性酸素のシグナル伝達機能(平成20年度～平成24年度)	活性酸素シグナル	300万円以内	13	13
18	4001	水を主役としたATPエネルギー変換(平成20年度～平成24年度)	水和とATP	500万円以内(実験主体の研究) 200万円以内(理論的又は実験的研究)	5 20	13
19	4002	学際的研究による顔認知メカニズムの解明(平成20年度～平成24年度)	顔認知	300万円以内	24	14
20	4003	東アジアにおけるエアロゾルの植物・人間系へのインパクト(平成20年度～平成24年度)	粒子人間植物影響	300万円以内	10	14
21	4004	サンゴ礁学—複合ストレス下の生態系と人の共生・共存未来戦略—(平成20年度～平成24年度)	サンゴ礁学	200万円以内	4	15

新学術領域研究（研究領域提案型）の研究概要

1 ユーラシア地域大国の比較研究

領域略称名：比較地域大国論
領域番号：1001
設定期間：平成20年度～平成24年度
領域代表者：田畑 伸一郎
所属機関：北海道大学スラブ研究センター

本領域では、ロシア、中国、インドなどのユーラシア地域大国について、人文・社会科学の諸分野からの総合的、体系的な比較を行い、これら諸国が地域大国として発展・定着できる条件を明らかにする。とくに、これらの地域大国が歴史的に帝国・文明圏を形成してきたという共通性を重視する。また、地域大国という「中間項」を入れることにより、「超大国の一極支配」、「世界的な均質化や画一化」とは異なる視座を確立し、この視座から、現代世界の重要な問題について総合的、学際的な解明を試みる。

本領域では、2年間の研究を公募する。1年間の研究は公募の対象としない。研究分担者は置くことはできない。公募研究の単年度当たりの応募額は、200万円を上限とする。採択目安件数は、概ね4件程度を予定している。

本領域では、総合的、学際的解明の手段の1つとして複数の計画研究にまたがる共同研究を重視しており、公募研究は、こうした共同研究のテーマを中核となって担うものという重要な位置付けがなされている。具体的なテーマとしては、エネルギー安全保障、環境、民族、格差と貧困、ジェンダー、異文化表象と帝国の記憶、宗教、ソフト・パワー、教育などを想定しているが、これら以外の斬新な切り口も歓迎される。また、比較の視点からの研究促進という観点から、一国（地域）の研究ではなく、ユーラシアの複数の国（地域）について何らかの比較を行う研究の応募を期待する。

なお、研究内容の詳細については、領域ホームページ (<http://src-h.slav.hokudai.ac.jp/rp/index.html>) を参照すること。

(研究項目)

A01 ユーラシア地域大国の人文・社会科学諸分野からの比較研究

2 重い電子系の形成と秩序化

領域略称名：重い電子の秩序化
領域番号：2001
設定期間：平成20年度～平成24年度
領域代表者：上田 和夫
所属機関：東京大学物性研究所

近年の重い電子系研究では、f 電子のスピン自由度が主要な役割を果たしていた従来の理解を越えて、スピンと軌道が複合化した多極子や非調和格子振動（ラットリング）などの新しい自由度の重要性が認識されつつある。加えて、重い電子系超伝導体ファミリーの急速な拡大に伴い、重い電子およびその秩序状態の観測手段も格段に進歩しており、重い電子系研究は新たな発展期を迎えている。

本領域では、以下の4つの研究項目を設定し、項目間の緊密な連携のもとに重い電子系研究を推進する。研究項目 A01 では重い電子系物質の純単結晶を育成するとともに、ドハース・ファンアルフェン測定や光電子分光を用いてフェルミ面と電子構造を明らかにする。研究項目 A02 ではラットリング物質を探索・開発するとともに、ラットリングに由来する新しい物性の発現機構を研究する。研究項目 A03 では新奇超伝導相の探索と解明、および多極子自由度に由来する秩序と揺らぎの研究を行う。研究項目 A04 では f 電子の多自由度に創出する量子現象の理論的研究を通して、磁性と超伝導に関する新概念を創出する。

このため、次の研究項目について、「計画研究」により重点的に研究を推進するとともに、これらに関連する2年間の独創的な研究を公募する。1年間の研究は公募の対象としない。研究分担者は置くことはできない。

公募研究の単年度当たりの応募額は、実験的研究では400万円を上限とし、理論的研究では100万円を上限とする。採択目安件数は実験的研究では概ね15件程度、理論的研究では概ね5件程度を予定している。

特に、比較的若い世代の研究者の新しい着想による提案を期待する。複数の項目にまたがる研究の場合は、もっとも関係が深い研究項目を選ぶこととし、たとえば、理論研究をA04以外に応募してもよい。

なお、研究内容の詳細については、領域ホームページ (<http://www.comp.tmu.ac.jp/heavy-fermion/>) を参照すること。

(研究項目)

- A01 重い電子系の物質開発とフェルミオロジー
- A02 ラットリングがもたらす新しい物性と物質開発
- A03 重い電子系の新奇凝縮相の発見と解明
- A04 重い電子系の理論

3 高温高压中性子実験で拓く地球の物質科学

領域略称名：中性子地球科学
領域番号：2002
設定期間：平成20年度～平成24年度
領域代表者：八木 健彦
所属機関：東京大学物性研究所

本領域では、地球内部の諸問題に対しその中に含まれる水(水素)に着目して原子レベルから新たな光を当てていきたい。近年の相次ぐ太陽系外惑星の発見により、地球を宇宙に多数ある惑星の一つとして捉えて研究する「地球惑星科学」が新たな展開を見せている。宇宙の塵が集まってできた地球がどう進化して水惑星となり生命を育むに至ったか、という地球と生命の起源に関わる重要問題の解明には、まず地球内部における水や水素の実態を明らかにしていく必要がある。水素は宇宙最多の元素であるが、現在の地球の水素は水(H₂O)や含水鉱物(OH基)などの化合物あるいは鉱物やマグマ中の不純物として存在する。水素は地表から地球最深部の高温高压領域まで巡りながらマグマ・鉱物の構造や物性に劇的な影響を与え、地球形成・地球深部ダイナミクス・火山噴火などを支配していると考えられるが、従来のX線回折実験では水素の直接観測は困難であった。そこで我々はJ-PARCの次世代大強度パルス中性子源に高温高压実験用ビームラインを建設し、地殻から下部マントル最上部相当の高温高压下におけるマグマ・鉱物中の水素の役割を直接観測する。

研究項目A02では、平成23年頃から本格化する予定の高温高压中性子実験に先立って最先端の量子(古典)シミュレーションを駆使して実験の指針を探り、実験結果と対比しながら現象を包括的に理解することを目指す。本年度は関連する公募研究を募集する。計画研究の内容に加えて間隙水や液体一般、複雑ナノ構造物質など各種物質の高温物性の解明を目指す理論研究、さらには新実験を提案する理論研究を期待する。2年間の研究を公募する。1年間の研究は公募の対象としない。研究分担者は置くことはできない。単年度当たりの応募額は100万円を上限とし、採択目安件数は1件程度を予定している。

なお、研究内容の詳細については領域のホームページ(<http://yagi.issp.u-tokyo.ac.jp/shingakujutsu.html>)を参照すること。

(研究項目)

A02 高压下における含水鉱物、マグマ、水の量子シミュレーション

4 半導体における動的相関電子系の光科学

領域略称名：動的相関光科学
領域番号：2003
設定期間：平成20年度～平成24年度
領域代表者：五神 真
所属機関：東京大学大学院工学系研究科

本領域では、先端光科学・半導体材料技術・量子多体物理学の進歩を踏まえ、未利用な物質の光効果や光励起現象の探求とその活用の道筋をつけることを目的とする。このため、物理学・電子工学・材料化学など異なる学問分野の研究者の連携により、散在する最新の学術知見を融合し、既存技術の壁を破る原理を探る。特に、半導体中の光励起状態として生じる多数の電子と正孔のクーロン相関効果である動的電子相関効果に主眼を置き、半導体エレクトロニクスの基礎学理である一電子バンド理論の適用限界を明確にしつつ、限界の先にある光機能をあぶり出す。同時にそれを有効に引き出す為の物質科学—物質探索やナノ構造制御—を推進する。

以下の研究項目A01～A04について、組織的に推進する「計画研究」に加え、2年間の研究を公募する。1年間の研究は公募の対象としない。研究分担者は置くことはできない。公募研究は、単年度当たりの応募額500万円を上限とする研究3件程度、300万円を上限とする研究10件程度、100万円を上限とする研究5件程度を予定している。半導体や光物性物理学などの分野に限らず、冷却原子系、非平衡量子系、強相関電子系、量子エレクトロニクス、光・電子デバイス工学、テラヘルツ工学、材料化学、ナノ物質科学、量子化学・分子動力学計算、第一原理計算などの分野の理論および実験研究者の積極的な参加を期待する。特に、若手研究者による挑戦的な提案、学際的な提案、分野横断や励起状態の相関効果に挑む理論研究の提案を重視する。

なお、研究内容の詳細については、領域ホームページ(<http://www.dyce-opt.org/>)を参照すること。

(研究項目)

- A01 動的電子相関と光量子機能(分光学・量子光学)
- A02 半導体デバイスの動的電子相関(デバイス工学)
- A03 ナノ材料の動的電子相関(材料化学)
- A04 動的相関電子系の理論と応用(理論研究)

5 素核宇宙融合による計算科学に基づいた重層的物質構造の解明

領域略称名：素核宇宙融合
領域番号：2004
設定期間：平成20年度～平成24年度
領域代表者：青木 慎也
所属機関：筑波大学大学院数理物質科学研究科

本領域は、量子色力学（QCD）の真空構造とクォーク力学の研究から始まり、クォーク力学と核力、核力と原子核構造、原子核構造と超新星爆発などの爆発的天体現象、爆発的天体現象と元素合成、などいろいろな階層の重層的な物質構造を、素粒子・原子核・宇宙の研究者が計算科学的技法を最大限活用しながら共同で研究するという、物質階層縦断的かつ分野融合型の新しい研究領域である。本領域によって、今まで個別に研究されてきたいろいろな階層の物質の起源に関する諸問題が1つの大きな枠組みで統一的に理解・解決されることを目指す。

本領域の基本的な研究戦略は、異なった階層の物質構造をいろいろな分野の研究者が異なった視点から共同で研究することで新しい研究成果を産み出すというものである。そのために、次の研究項目について「計画研究」により重点的に研究を進めるとともに、本領域の目標に関連する2年間の研究を公募する。1年間の研究は公募の対象としない。研究分担者は置くことはできない。本領域は既存の研究分野の融合を目指すものなので、各分野の多くの研究者の方が幅広く公募されることを期待している。特に、若手研究者の公募を歓迎する。

公募研究の単年度当たりの応募額は、研究項目 A04 に対応する計算科学の技法に関する研究では200万円を上限とし、それ以外の理論的研究では150万円を上限とする。採択目安件数は、200万円を上限とする研究は2件程度、150万円を上限とする研究は12件程度予定している。

なお、研究内容の詳細については、領域ホームページ (<http://bridge.kek.jp/>) を参照すること。

(研究項目)

- A01 量子色力学に基づく真空構造とクォーク力学
- A02 クォーク力学に基づく原子核構造
- A03 クォーク力学・原子核構造に基づく爆発的天体現象と元素合成
- A04 分野横断アルゴリズムと計算機シミュレーション

6 ソフトインターフェースの分子科学

領域略称名：ソフト界面
領域番号：2005
設定期間：平成20年度～平成24年度
領域代表者：前田 瑞夫
所属機関：独立行政法人理化学研究所

生体分子、高分子などのソフトマターの界面は、外部からの刺激によって構造や性質が大きく変化するソフトな特性がその大きな特徴であり、この動的な界面をソフトインターフェースと定義する。ソフトインターフェースは、生物機能の多様性を支える源になっているばかりでなく、医療を支えるバイオマテリアルやバイオデバイスなどの性能を支配する重要な因子と位置づけられる。しかし、その分子レベルの研究はほとんどなされておらず、しばしば従来の知識では理解できない現象がみられる。

本領域では、精密な分子設計や構造制御によるソフト界面の創成と、計測法の開発やモデリングに基づくソフト界面の特性解析を行い、界面が関与する新奇現象・物性を解明しつつ分子認識デバイスなどソフト界面の特性を活かした新たな機能材料の開発を進める。これらの研究によりソフトインターフェースの分子科学を創出することを目的とする。

このため、次の研究項目について、「計画研究」により重点的に研究を推進するとともに、これらに関連する2年間の研究を公募する。1年間の研究は公募の対象としない。研究分担者は置くことはできない。公募研究の単年度当たりの応募額は、300万円を上限とする。採択目安件数は、概ね20件程度を予定している。特に、若手研究者による新しい視点からの独創的、挑戦的提案を期待する。対象はバイオ材料、バイオデバイスのみならずソフト材料全体とする。理論や計算に基礎をおく取り組みも歓迎する。なお、研究内容の詳細については、領域ホームページ (<http://www.riken.jp/soft-kaimen/>) を参照すること。

(研究項目)

- A01 ソフト界面の創成
- A02 ソフト界面の解析
- A03 ソフト界面の機能

7 揺らぎが機能を定める生命分子の科学

領域略称名：揺らぎと生体機能
領域番号：2006
設定期間：平成20年度～平成24年度
領域代表者：寺嶋 正秀
所属機関：京都大学大学院理学研究科

生体分子は、絶え間ない大きな熱揺らぎの中で機能を発揮している。入出力レベルも熱エネルギー程度である生体分子が、強い熱揺らぎの中でなぜ効率的に選択的に機能を発揮できるのか？そこに、静的な構造情報だけではわからない生体機能の本質があり、こうした研究は既存の分野では対応できない今後の生命分子科学の重要な分野となるであろう。

本領域では、A01：揺らぎ検出（構造やエネルギーなどのさまざまな揺らぎ検出手法の開発と、それをを用いた生体分子の機能とのかかわりを明らかにする）、A02：揺らぎ制御（アミノ酸置換や欠損、挿入などの変異蛋白質を駆使して、揺らぎを制御する観点からの研究を推進する）、A03：揺らぎと機能（DNA・蛋白質・膜など生体分子全般にわたり、機能に直結する揺らぎを検出し、機能との関連に重点をおいて明らかにする）の観点から、物理、化学、薬学、医科学等多分野の力量ある研究者が結集し、生体分子の揺らぎの統一的研究を通してそれらの分野融合を行う。これにより、これまで統一的に考えられることの少なかった、揺らぎの本質や機構を物理化学的に明らかにし、「揺らぎと生命分子科学」という新しい先端融合領域を創生することを目指す。

このため、次の研究項目について、「計画研究」により重点的に研究を推進するとともに、これらに関連する分子科学、計測科学、生命科学などの分野の実験及び理論研究者で、2年間の研究を公募する。1年間の研究は応募の対象としない。研究分担者は置くことはできない。特に、生体分子全般にわたる対象や新しい発想の揺らぎ計測手法・理論により、「揺らぎと生体機能」に挑戦する研究者を歓迎する。また、異なる分野の研究者間の共同研究を推奨する。公募研究の単年度当たりの応募額は、300万円を上限とする。採択目安件数は、各項目それぞれ10件程度、計30件程度を予定している。

なお、研究内容の詳細については、領域ホームページ(<http://kuchem.kyoto-u.ac.jp/hikari/yuragi/>)を参照すること。

(研究項目)

- A01 揺らぎ検出
- A02 揺らぎ制御
- A03 揺らぎと機能

8 高次 π 空間の創発と機能開発

領域略称名： π 空間
領域番号：2007
設定期間：平成20年度～平成24年度
領域代表者：赤阪 健
所属機関：筑波大学大学院数理物質科学研究科

フラレンやポルフィリンに代表される π 電子系化合物の合成、物性解明、さらには機能発現に関する研究は、着実な進展を見せており、さらなる展開を図ろうとする機運が高まっている。本領域では、分子に多様な機能や構造をもたらす特異な π 電子の特性に着目し、より活性化された曲がった有機 π 電子系の開発とその集積化により、より高度で複雑な秩序や機能を持つ「高次 π 空間」の構築を目指す。

本領域では以下の4つの研究項目を設定し、(1)ははっきりとした目的や方向性をもった研究、いわゆるストラテジックリサーチおよび(2)自立的な要素が多数集まる事で始めて起きる創発的研究を推進する。この2つの研究を同時にかつ並行して行い、サイエンスの確実な進歩と予測不可能性に根ざしたイノベーションを目指す。また、項目間での緊密な連携のもとに研究を推進する。研究項目A01は「非平面」を切り口に新しい π 電子系の創製を行い、研究項目A02では π 電子系の集積化による機能性「高次 π 空間」の開発を行う。研究項目A03は高次 π 空間にはたらく電子、光、磁氣的相互作用を明らかにしながら革新的機能の開発を行う。研究項目A04では高次 π 空間を有する生体分子とタンパク質あるいは他の化合物との相互作用を研究することで新現象の発見や新概念の構築を図る。

このため、各研究項目について、「計画研究」により重点的に研究を推進するとともに、これらに関連する2年間の研究を公募する。1年間の研究は公募の対象としない。研究分担者は置くことはできない。公募研究の単年度当たりの応募額の上限は200万円とし、採択目安件数は、各項目5件程度、計20件程度を予定している。特に若手研究者による新しい視点からの独創的、挑戦的提案を期待する。なお、研究内容の詳細については、領域ホームページ (<http://pi-space.jp/>) を参照すること。

(研究項目)

- A01 新しい π 電子化合物の創製
- A02 π 電子化合物の集積化による高次 π 空間の開発
- A03 高次 π 空間を利用した革新的機能開発
- A04 生体 π 空間の制御機構解明と新機能開発

9 海底下の大河 ：地球規模の海洋地殻中の移流と生物地球化学作用

領域略称名：海底下の大河
領域番号：2008
設定期間：平成20年度～平成24年度
領域代表者：浦辺 徹郎
所属機関：東京大学大学院理学系研究科

本領域は海洋地殻中の移流を「海底下の大河」として捉え直し、その影響を地質—化学—生命の多面相互作用として解明することを目的としている。そこにおける「固体—流体—微生物の相互作用の流れ」を明らかにし、地球最大の生物圏でありながらその全貌が知られていない海底下微生物圏の広がりの特徴を明らかにし、新しい地球生命科学の領域を切り開くものである。

この目的を達成するため、下記の研究項目について、計画研究により重点的に研究を推進するとともに、これらに関連する2年間の研究を公募する。1年間の研究は公募の対象としない。研究分担者は置くことはできない。公募研究の単年度当たりの応募額と採択目安件数は、300万円を上限とするものを1件程度、150万円を上限とするものを5件程度とする。特に期待するテーマとして、以下の例が挙げられる。

1. 海洋性地殻の地震学的・熱的構造と物質科学的特徴とを関連付ける研究 (A01 関連)、2. 観測データを利用した、化学合成微生物による溶存有機物の生産と微生物ループ解析、および熱水プルームの拡散過程における微生物ループと生物ポンプの機能のモデル解析 (A02 関連)、3. 「大河」の活動の記録である熱水性沈殿物・熱水性生物の遺骸などを対象とする、新たな年代測定法の開発やその応用研究 (A03 関連)、4. 微視的な物理・化学変動要因の解析およびその現場環境分析手法の開発。「大河」に依存する微生物群集に対する新たな解析技術の開発や微生物学的研究 (A04 関連)、5. 熱水実験生成物の酸化還元状態など、化学的状態分析に関する研究 (A05 関連)、などの研究提案を期待する。

なお、研究内容の詳細については、領域ホームページ (<http://www-gbs.eps.s.u-tokyo.ac.jp/~taiga/>) を参照すること。

(研究項目)

- A01 大河流域を規制する地球物理・地質学的構造
- A02 海洋に流れ込む大河の生物地球化学的影響
- A03 大河の時間変動と熱水生態系の進化
- A04 「海底下の大河」における物理・化学環境と微生物活動の相互作用：現場環境での素過程
- A05 室内熱水実験による大河の生物地球化学作用の検証

10 分子自由度が拓く新物質科学

領域略称名：新分子物質科学
領域番号：2009
設定期間：平成20年度～平成24年度
領域代表者：鹿野田 一司
所属機関：東京大学大学院工学系研究科

固体物質における伝導性、磁性、誘電性、光物性など多岐に渡る物性の発現は、ひとえに原子あるいは分子がどのように凝集するか、その凝集の様式に依存している。原子が積み上げられることによって生じる無機物質に比べると、分子という単位で積み上げられる分子性物質には、質的に異なる自由度が存在する。分子の持つ異方的な形状によってもたらされる分子配列の多様性、分子内の化学修飾や原子置換によってそのエネルギーや空間的広がりを大きく変える分子軌道的设计性、さらに、屈曲や伸縮などの内部構造の柔軟性など、分子性物質に特有の“分子自由度”が多彩な物性を生み出す源泉となっている。

本領域では、分子の自由度が新しい物質科学のパラダイムをつくる可能性に注目し、この自由度が本質的に関与する物性を開拓することを目指して、これまで発展を遂げてきたそれぞれの領域（伝導性、磁性、誘電性、光物性）の枠を超えた統合的な研究を推進する。

このため、次の研究項目について、「計画研究」により重点的に研究を推進するとともに、これらに関連する独創的で優れた発想に基づく2年間の研究を公募する。1年間の研究は公募の対象としない。研究分担者は置くことはできない。公募研究の単年度当たりの応募額は250万円を上限とする。採択目安件数は、概ね20件程度を予定している。なお、研究内容の詳細については、領域ホームページ (http://park.ite.u-tokyo.ac.jp/kanoda_lab/ShinGakuJutsu/index.html) を参照すること。

(研究項目)

- A01 分子配列自由度を利用した新規電子相の開拓
- A02 分子軌道設計による新規電子相の開拓
- A03 スピン自由度を利用した電子相制御
- A04 光による電子相制御
- A05 新しい電子機能を目指した分子内自由度の開発と分子間相互作用の制御

11 分子ナノシステムの創発化学

領域略称名：分子ナノ創発化学
領域番号：2010
設定期間：平成20年度～平成24年度
領域代表者：川合 知二
所属機関：大阪大学産業科学研究所

「創発」とは部分の単純な総和にとどまらない性質が全体として現れる現象である。巨大かつ複雑な構造を有するナノシステムの構築と機能化を目指すビルドアップ型ナノサイエンスにおいて、従来の隣接分子間相互作用による自己集合や準平衡状態での結晶成長を超えた、分子システムの自己階層化や自己機能化を導く方法論の確立が求められている。本領域では、高度な分子プログラミングや非平衡科学に基づいた分子レベルの創発を探索し、それを基盤とした新規な物質・機能・ナノシステムの創成を「創発化学」と位置づけて、その学理の追求と応用技術への展開を推進することを目的とする。

自律的なナノシステムの構築を目指した新しい領域を開拓するには、狭義の化学分野のみならず、分子レベルの創発に関わる広い分野の研究者による融合的研究が必要である。研究項目 A01 では、分子論的なアプローチによる散逸構造、確率共鳴、非平衡統計力学など様々な理論・シミュレーション研究、研究項目 A02 では超分子、錯体など、自由度に富む結合を駆使した巨大分子系の創発に関する研究、研究項目 A03 では高分子やタンパクなど巨大な分子を構成要素とするシステム創発に関する研究、研究項目 A04 では、微細加工などトップダウン手法により形成したナノ構造を利用した表面・界面に関わる分子集団の構造・機能創発とデバイス応用に関する研究を推進する。

このため、次の研究項目について、「計画研究」により重点的に研究を推進するとともに、これらに関連する2年間の研究を公募する。1年間の研究は公募の対象としない。研究分担者は置くことはできない。公募研究の単年度あたりの応募額及び採択目安件数として、上限500万円とする研究を1件程度、上限300万円とする研究を3件程度、上限200万円とする研究を18件程度を予定している。

なお、研究内容の詳細に関しては、領域のホームページ(<http://www-souhatsu.sanken.osaka-u.ac.jp>)を参照すること。

(研究項目)

- A01 階層を越えるプログラム自己創発化学の学理
- A02 分子ナノシステムの高次構造創発
- A03 バイオモチーフによる動的機能創発
- A04 ボトムアップ/トップダウンプロセス融合による機能創発

12 多様性と非対称性を獲得するRNAプログラム

領域略称名：RNA 制御学
領域番号：3001
設定期間：平成20年度～平成24年度
領域代表者：稲田 利文
所属機関：名古屋大学大学院理学研究科

生物の持つ複雑で巧妙な形態・機能の獲得には、RNA 段階での遺伝子発現制御プログラムが重要な役割を果たす。すなわち、個体発生の過程において、様々な「非対称性」獲得機構により、単一の受精卵から非対称な細胞群が生成され、「多様性」獲得機構により、分化過程で形成される細胞が担う多様な機能の獲得に必要な遺伝子産物自体の多様性が獲得される。さらに、「品質保証」機構による厳密な監視により、RNA レベルでの制御の正確性が保証される。本領域では、これら3つのRNA 制御機構の理解、すなわち『RNA プログラム』の全貌解明を目的として研究を行う。具体的には、生体における非対称性を生み出す mRNA の局在・翻訳・品質保証、及び多様性を生み出す選択的スプライシングや選択的ポリ A 付加の時空間的制御機構の解明を目指す。さらに各 RNA 制御機構間の連携について解析することにより、RNA プログラムを包括的に理解することを目的とする。

公募研究においては、上記3つの RNA 制御機構の理解を目指した、2年間の研究を公募する。1年間の研究は公募の対象としない。研究分担者は置くことはできない。特に、品質保証機構に関与する翻訳因子の構造機能解析、RNA プログラムの連携機構の解析、また神経細胞の可塑性(記憶・学習)に代表される高次生命現象における RNA レベルでの制御機構の解析、といった研究課題を採択したい。なお、機能未知の非コード RNA の網羅的解析については本公募研究の対象としないが、本領域の目的に合致する非コード RNA に関する研究に関しては積極的に考慮する。

当該領域で優れた実績があり、かつ重要度の高い研究に対して、単年度あたりの応募額 600 万円を上限とする研究を 10 件程度予定している。また、革新的で斬新な発想にもとづく「萌芽的な研究」について、単年度あたりの応募額 400 万円を上限とする研究を 10 件程度予定している。特に若手研究者による積極的な提案を期待したい。なお、研究内容の詳細については、領域ホームページ (<http://www.org.kobe-u.ac.jp/rna>) を参照すること。

(研究項目)

- A01 多様性と非対称性を獲得する RNA プログラム

13 細胞内ロジスティクス ：病態の理解に向けた細胞内物流システムの融合研究

領域略称名：ロジスティクス
領域番号：3002
設定期間：平成20年度～平成24年度
領域代表者：吉森 保
所属機関：大阪大学微生物病研究所

細胞内の種々のオルガネラ間やオルガネラ・細胞膜間を結ぶ輸送システムであるメンブレントラフィックは、細胞や組織・個体の状況に応じて交通管制が行われる複雑な物流ネットワークを構成していることが次第に明らかになってきた。まさに経済で言うロジスティクス＝原材料の調達から製品消費までのものの流れの総合的なマネジメント、が実施されていると言えよう。このいわば細胞内ロジスティクスは個々の細胞の生存のみならず神経、内分泌、免疫などの高次生体機能をも担い、その物流制御の障害や破綻が種々の疾患の原因となることも近年判明しつつある。

本領域では、メンブレントラフィックを細胞内ロジスティクスという視点で捉え、それが関わる病態の理解を目指し、分子細胞生物学的なアプローチと共に情報科学・工学及びケミカルバイオロジーとの融合研究（物流解析に有効な画像デジタル解析システムの開発と物流の人為的制御を可能にする化合物の探索）を展開する。

このため、次の研究項目について、「計画研究」により重点的に研究を推進するとともに、これらに関連する2年間の研究を公募する。1年間の研究は公募の対象としない。研究分担者は置くことはできない。

採択目安件数は、単年度あたりの応募額500万円を上限とする研究を3件程度と300万円を上限とする研究を17件程度（以上は実験系研究）に加え、100万円を上限とする理論研究を9件程度予定している。実験系研究では、メンブレントラフィックと疾患の関係の分子基盤を明らかにしようとする意欲的取り組みあるいはそのための新たな融合研究の試みを、理論研究では、イメージデータを基にした細胞内物流の定量化のために有効な新しいアルゴリズム・フレームワーク・インターフェースの提案を期待する。

なお、研究内容の詳細については、領域ホームページ（<http://leib.rcai.riken.jp/logistics/home.htm>）を参照すること。

(研究項目)

A01 細胞内ロジスティクス：病態の理解に向けた細胞内物流システムの融合研究

14 遺伝情報収納・発現・継承の時空間場

領域略称名：遺伝情報場
領域番号：3003
設定期間：平成20年度～平成24年度
領域代表者：平岡 泰
所属機関：大阪大学大学院生命機能研究科

生命の遺伝情報はDNA分子に塩基配列として記録されているが、DNAは、コンピュータ情報と異なり直鎖的に配置された数列ではなく、弾性や曲げ応力などの物性を持つ物理化学的な実体である。このような遺伝情報をどのように空間的に収納し、効率よく適時的に発現し、正確に継承するのか、正常な生物の営みを支える時空間場を理解したい。

本領域では、遺伝情報の時空間場を形成する細胞核の分子基盤・構造基盤の理解を目指す。計画研究は、生細胞イメージング、クロマチン工学、1分子計測、プロテオミクス、構造生物学、数理生物学、細胞分化制御を主軸として組織している。公募研究は、研究目的を共有しつつ、計画研究を補強または補完する手法や現象を扱う研究を対象とし、当該分野において将来の軸となりうる研究を支援する。例えば、細胞核の物性など力学的な場の計測、細胞核のイオン環境など化学的な場や熱力学的な場の計測、非生体材料による遺伝情報場の人工的な再現、相互作用場の新しい計測法などを想定するが、これに限らず斬新なアイデアを期待する。

このため、次の研究項目について、研究項目A01の「計画研究」により重点的に研究を推進するとともに、本領域の目標に関連する2年間の研究を公募する。1年間の研究は公募の対象としない。研究分担者は置くことはできない。効率的な研究推進のために研究支援者の雇用や中規模の設備の購入等が必要な研究は単年度あたりの応募額1,000万円を上限とし、5件程度を予定している。一方で、萌芽的であっても、挑戦的で斬新な研究は単年度あたりの応募額500万円を上限とし、10件程度を予定している。特に、女性研究者による積極的な提案を期待する。

なお、研究内容の詳細については、領域ホームページ(<http://genofield.osaka-u.ac.jp>)を参照すること。

(研究項目)

A01 遺伝情報収納・発現・継承の時空間場

15 神経系の動作原理を明らかにするためのシステム分子行動学

領域略称名：分子行動学
領域番号：3004
設定期間：平成20年度～平成24年度
領域代表者：飯野 雄一
所属機関：東京大学大学院理学系研究科

動物の行動は生命の示す最も高次かつ重要な機能のひとつであり、行動を構成する基本的素過程とそれを作り出す神経機能の分子レベルからの解明は生命の理解の上での重要な知的基盤を与える。しかし行動を分子から理解しようとする際、両者の間には依然として大きな階層の隔りがあり、現状では理解が不十分である。

これを乗り越えるため、本研究領域では分解能の高い解析を可能とするモデル生物を主たる研究材料とし、行動の鍵となる分子と神経回路を同定し、まさにその場で、重要な分子の働きを解析する。行動遺伝学や分子可視化技術、数理科学などの諸分野を融合して新学問領域を形成し新技術を投入することにより、学習・記憶や感覚情報処理、運動制御など、種を越えて保存された行動素過程の動作原理を理解する。これにより、より高等な動物にも適用できる基本概念を形成することを目標とする。

このため、次の研究項目を「計画研究」により重点的に推進するとともに、関連する2年間の研究を公募する。1年間の研究は公募の対象としない。研究分担者は置くことはできない。

公募研究の単年度当たりの応募額は、500万円を上限とする実績ある研究者による研究を10件程度、300万円を上限とする萌芽的・挑戦的研究を10件程度予定している。

計画研究では主に線虫、ショウジョウバエ、ゼブラフィッシュなどの遺伝学に有利なモデル生物を用いて研究を進めるが、公募研究においてはこれらの生物に加え、共通原理の抽出のために、遺伝学に限らず多様な観点からモデル系となる無脊椎・脊椎動物を用いた研究を対象とする。また、イメージングや数理などの技術が本領域の推進に重要であることから、実験系や実験手法の開発に関わる研究提案も歓迎する。

なお、研究内容の詳細については、領域ホームページ (<http://molecular-ethology.jp>) を参照すること。

(研究項目)

A01 行動をつくりだす神経系の動作原理の解明

16 配偶子幹細胞制御機構

領域略称名：配偶子制御
領域番号：3005
研究期間：平成20年度～平成24年度
領域代表者：吉田 松生
所属機関：基礎生物学研究所

次世代に命をつなぐ配偶子を、必要な時に必要な数生産することは、動物の根源的な営みである。これを支える配偶子幹細胞(GSC; gamete stem cells)の自己複製と分化は、成体生殖腺(巣)の中の特異な微小環境(ニッチ)において制御されている。

本領域では、GSCおよび、ニッチを構成する「ニッチ細胞」と細胞外の「ニッチの場」からなる「GSC/ニッチ・システム」を動物種横断的に解析する。「計画研究」により重点的に研究を推進するとともに、2年間の研究を公募し、GSC/ニッチの基本システムとその制御機構に焦点を絞った、幅広く厚みのある研究を展開する。公募研究は、単年度当たりの応募額500万円を上限とし、採択目安件数は8件程度を予定している。1年間の研究は公募の対象としない。研究分担者は置くことはできない。

研究項目A01では、計画研究で用いるマウス・ショウジョウバエに加え、ツメガエル・小型魚類・線虫などいわゆるモデル動物を対象として、GSC/ニッチの基本システムを詳細に解析する。GSC・ニッチ細胞・ニッチの場の実体と機能を、*in vitro*または*in vivo*で詳細に解析する研究を期待するが、単に他の幹細胞システムとの比較などを主眼とした研究は対象としない。

研究項目A02では、種独自の生殖戦略と関連したGSC/ニッチ・システムの制御機構を解析する。計画研究ではサケ科魚類と扁形動物に注目するが、脊椎/脊索動物・環形動物・節足動物など幅広い分類群において、季節性繁殖や有性・無性生殖の転換など、特徴ある配偶子生産様式を示す動物を対象とし、GSC/ニッチ・システムの実体とその制御機構を解析する研究を公募する。

なお、研究内容の詳細については、領域ホームページ (<http://www.nibb.ac.jp/gamete-stem-cell/>) を参照すること。

(研究項目)

A01 GSC/ニッチの基本システムの解明

A02 GSC/ニッチ・システムに特異的な制御機構

17 活性酸素のシグナル伝達機能

領域略称名：活性酸素シグナル
領域番号：3006
設定期間：平成20年度～平成24年度
領域代表者：赤池 孝章
所属機関：熊本大学大学院医学薬学研究部

活性酸素は、生体分子に非特異的な化学損傷をもたらす単なる毒性因子ではなく、精密に制御されたシグナル伝達機構の担い手であるというコンセプトが生命科学分野に広く受け入れられつつある。活性酸素の生理機能の解明なしには、メタボリックシンドローム、感染・炎症、老化、発がんなどの病態解明と抗酸化的な予防対策、治療戦略は確立できない。また、生物種に普遍的に発現されている活性酸素シグナルの統合的理解は、基礎生物、農学（植物学）、医学生物学を含めた生命科学の幅広い分野における学術展開に資するものである。

本領域では、多彩な生命現象と疾患病態に関与している活性酸素の生理機能の解明に向けて、化学と生物系が融合したケミカルバイオロジーの新たな視点から「活性酸素によるシグナル伝達研究」を展開する。すなわち、活性酸素のシグナル形成（研究項目 A01）、センシング（研究項目 A02）とエフェクター制御（研究項目 A03）の3つの経路について、活性酸素によるシグナル応答を分子から細胞・個体レベルで総合的に解明することを目的とする。

このため、下記の研究項目について、研究項目 A01～A03 の各「計画研究」により重点的に研究を推進するとともに、これらに関連する2年間の独創的な研究を公募する。1年間の研究は公募の対象としない。研究分担者は置くことはできない。

公募研究の単年度当たりの応募額は、300万円を上限とする。採択目安件数は、概ね13件程度を予定している。幅広い生命科学現象において活性酸素が多彩なシグナル伝達に関与しているという事実を勧奨して、哺乳類だけでなく、原核細胞から真核細胞まで特に植物分野における野心的な研究テーマ、あるいは病態・治療の新たなパラダイムの構築を目指したテーマの公募研究を歓迎する。特に若手研究者による独創的で挑戦的な研究の提案を期待する。

なお、研究内容の詳細については、領域ホームページ (<http://www.ros-signal.jp/>) を参照すること。

(研究項目)

- A01 活性酸素シグナルの産生制御
- A02 シグナル・センサー分子連関と機能制御
- A03 エフェクター分子機能制御

18 水を主役としたATPエネルギー変換

領域略称名：水和とATP
領域番号：4001
設定期間：平成20年度～平成24年度
領域代表者：鈴木 誠
所属機関：東北大学大学院工学研究科

ATP（アデノシン三リン酸）は生命系のエネルギー代謝の中心を占め、機能が明らかな約3000種の酵素のうち、450種までがATP駆動タンパク質である。しかし、そのエネルギー媒体としての物理的基盤（「ATPエネルギー」の実体）が未確立のため、化学-力学エネルギー変換の分子論は、未完成である。本領域は、溶液化学・生物物理学・一分子生理学の融合により、分子レベルの機能論・構造論に立脚した新しいエネルギー論の構築を目指す。研究項目 A01、A02、A03 によって、「ATPエネルギー」の実体を解明するとともに、ATPと相互作用するタンパク質の機能発現における水の役割の解明に取り組む。加えて、有力手法のATP系への展開や斬新な方法によるATP駆動タンパク質の水和測定、あるいは地味でも重要な測定や理論研究（たとえば、水-有機溶媒混合系におけるATP加水分解反応の熱力学量、同反応系における反応物質の酸解離定数などの基本量の測定やデータベース構築など）等、領域研究として明確に位置づけられる、2年間の公募研究を募る。1年間の研究は公募の対象としない。研究分担者は置くことはできない。単年度当たり応募額500万円を上限とする実験主体の研究を5件程度、200万円を上限とする理論的あるいは実験的研究を20件程度予定している。

なお、研究計画の立案にあたっては、領域ホームページ (<http://www.scl.kyoto-u.ac.jp/~yoeki/ATP>) を必ず参照すること。

(研究項目)

- A01 ATP加水分解に関わる水和の構造と自由エネルギー
- A02 ATP駆動蛋白質とヌクレオチドの相互作用機構
- A03 ATP駆動蛋白質の機能発現機構

19 学際的研究による顔認知メカニズムの解明

領域略称名：顔認知
領域番号：4002
設定期間：平成20年度～平成24年度
領域代表者：柿木 隆介
所属機関：生理学研究所

本研究領域の目的は、「顔認知機能の解明」をキーワードとして、心理学、脳科学、医学、工学、情報学などの幅広い分野の学際的な研究者が集結して研究を進め、最終的には、可能な限りその成果を社会に還元することにある。

このため、下記の6つの研究項目について「計画研究」により重点的に研究を推進するとともに、これらに関連する研究に関して、2年間の研究を公募する。1年間の研究は応募の対象としない。研究分担者は置くことはできない。

公募研究の単年度当たりの応募額は300万円を上限とする。採択目安件数は24件程度を予定している。研究項目A01とA02では主として健康人を対象とする。研究項目A03とA04は健常児・者に加え脳損傷例や発達期の障害を有する方を対象とする。研究項目A05は、非ヒト霊長類における顔認知の研究を推進するものが対象となる。研究項目A06では画像認識・生成技術を利用して顔認知の要因を明らかにする研究、およびそのデータ解析のためのソフトウェア開発等を対象とする。なお、化粧あるいは審美歯科に関する研究は顔認知には重要であり公募の対象とするが、内容によりいずれの研究項目に応募しても良いものとする。また、顔認知に直接関連する研究をこれまで行ってこなかったが、自身の関連領域の研究を応用することにより、顔認知研究を今後行おうとする野心的な提案も歓迎する。

なお、研究内容の詳細については、領域ホームページ (<http://www.nips.ac.jp/kaoninchi/>) を参照すること。

(研究項目)

- A01 脳血流計測法 (fMRI、PET、光トポグラフィー等) を用いた顔認知機能の解明
- A02 電気生理学的計測法 (脳波、脳磁図等) を用いた顔認知機能の解明
- A03 顔認知障害の病態生理の解明とその治療法の開発
- A04 心理学、認知科学的研究による顔認知機能の解明
- A05 動物、特にサルにおける顔認知機能の解明
- A06 工学的手法による顔認知機能の解明

20 東アジアにおけるエアロゾルの植物・人間系へのインパクト

領域略称名：粒子人間植物影響
領域番号：4003
設定期間：平成20年度～平成24年度
領域代表者：畠山 史郎
所属機関：東京農工大学大学院共生科学技術研究院

東アジアは著しい経済発展とともに大気汚染物質の放出が顕著に増加している。様々なタイプの粒子状汚染物質が風下地域である我が国や、さらには北米にまで輸送され、様々な影響を及ぼしているものと考えられ、長距離輸送の途上における化学変化のプロセスと、輸送後のエアロゾルが植物や人間の健康に及ぼす影響の解明は喫緊の課題である。

本研究領域では、研究項目A01とA02のプロセススタディ研究と、研究項目A03とA04の影響解明の研究を連携して進める。前者で東アジアに由来するエアロゾルの発生・変質・沈着の過程の解明と現状評価、排出源の社会経済学的な解析を行い、その成果を後者に取り入れて現在の影響を明らかにし、再度A01にフィードバックして将来の影響の評価も行い、対策の基礎となる環境基準や国際的排出源対策・連携の裏付けとなる科学的データを提供することが目標である。

このため、次の研究項目について、「計画研究」により重点的に研究を推進するとともに、これらを補完する2年間の独創的・意欲的な研究を公募する。1年間の研究は公募の対象としない。研究分担者は置くことはできない。

公募研究の単年度当たりの応募額は、300万円を上限とする。採択目安件数は、概ね10件程度を予定している。

特に、ラジカルリアルタイム高感度計測、東アジア諸国における移動発生源からのエアロゾル生成と排出インベントリ、エアロゾル人為発生源の社会経済分析、衛星観測によるエアロゾルの性状と空間分布測定、データ同化を含めたコンピュータシミュレーションモデルによる解析、東アジア・東南アジアにおける植物の調査、リモートセンシングやモデルを用いた植物の解析、東アジア・東南アジアにおけるエアロゾル健康影響の疫学的調査、黄砂の健康影響 (疫学的解析) などの研究の提案を期待する。

なお、研究内容の詳細については、領域ホームページ (<http://www.tuat.ac.jp/~aerosol/>) を参照すること。

(研究項目)

- A01 エアロゾルの生成と排出源の評価
- A02 東アジアのエアロゾル・大気汚染物質の輸送と広域分布の解明
- A03 エアロゾルの植物影響の解明
- A04 エアロゾルの健康影響の解明

21 サンゴ礁学 —複合ストレス下の生態系と人の共生・共存未来戦略—

領域略称名：サンゴ礁学
領域番号：4004
設定期間：平成20年度～平成24年度
領域代表者：茅根 創
所属機関：東京大学大学院理学系研究科

本領域の目的は、サンゴ礁の階層的な共生系の維持機構とそのストレス応答を、室内実験と野外調査に基づいて明らかにし、サンゴ礁共生系の複合ストレスに対する応答モデルを構築することである。さらに、応答モデルに基づいてサンゴ礁の監視・診断手法を開発し、適切なストレス制御と修復・再生のためのガイドラインを示し、人とサンゴ礁の新たな共生・共存系構築のための学術的基礎を構築する。

この目的を達成するために、下記の研究項目について、計画研究によって重点的に研究を推進するとともに、これらに関連する2年間の研究を公募する。1年間の研究は公募の対象としない。研究分担者は置くことはできない。公募研究の単年度あたりの応募額と採択目安件数は、200万円を上限とするもの4件程度を予定している。

特に、1) サンゴ-褐虫藻-微生物等共生系のストレス応答と適応を、分子生物学、分子・同位体化学的に解明する研究 (A01, A02, C01関連)、2) サンゴ礁生態系における生物過程のシステムの把握と環境変動応答に関する研究 (B01, C02関連)、3) サンゴ礁島嶼地域の環境経済学的研究 (B02関連) に関わる提案を期待する。

なお、研究内容の詳細については、領域ホームページ (<http://www.coralreefscience.jp>) を参照すること。

(研究項目)

- A01 複合ストレスに対するサンゴ-褐虫藻共生系の応答
- A02 サンゴ礁生態系・物質循環共生系の素過程解明
- B01 ストレスとサンゴ礁の歴史的変遷
- B02 サンゴ礁-人間共生系の景観史
- C01 地球温暖化に対するサンゴ礁の応答
- C02 複合ストレスの包括的評価・予測とサンゴ礁生態系応答モデル

II 応募に当たって研究者の方に留意していただくべきこと

1 応募の前に行っていただくべき事項

応募の前に研究者の方に行っていただく必要があるのは、(1)応募資格の確認、(2)研究組織及び研究者名簿の確認、(3)電子申請システムを利用するためのID・パスワードの取得、(4)重複応募制限の確認の4点です。

(1) 応募資格の確認

① 応募資格

応募資格は、次の①～④のすべての要件を満たすことです。また、応募時点において、これら4つの要件をすべて満たしていることが所属する研究機関(注1)において確認されており、科学研究費補助金研究者名簿(以下、「研究者名簿」という。)に登録されていることが必要です。

<研究者に係る要件>

- ① 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者であること(有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動以外のものを主たる職務とする者も含む。)
- ② 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること(研究の補助は除く。)

<研究機関に係る要件>

- ③ 補助金が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ④ 補助金が交付された場合に、機関として補助金の管理を行うこと

注1. 科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第2条に規定される研究機関

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関

② 応募資格の停止

応募資格を有する研究者であっても、科研費に関する不正な使用、不正な受給又は不正行為(発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用。以下同じ。)を行った研究者については、一定期間、補助金を交付しないこととしています。(詳細については、「参考3 科学研究費補助金取扱規程」(29～35頁)を参照してください。)

また、科研費以外の競争的資金(他府省所管分を含む。)で不正な使用、不正な受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される研究者についても、当該一定期間、科研費を交付しないこととしています。

なお、これらに該当する研究者については、他府省を含む他の競争的資金担当課(独立行政法人等である配分機関を含む。)に当該不正な使用、不正な受給又は不正行為の概要(研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限される場合があります。

(2) 研究組織及び研究者名簿の確認

今回公募する新学術領域研究（研究領域提案型）の公募研究では、研究分担者を置くことはできません。（「研究分担者」等の用語については、詳しくは「参考1 研究組織に関わる「研究代表者」、「研究分担者」、「連携研究者」、「研究協力者」等の用語について」（26頁）を参照してください。）

研究組織を構成する研究代表者及び連携研究者は、応募書類の提出期限時に応募資格を有する者であって、かつ研究者名簿に登録されていなければなりません。（既に登録されている者であっても登録内容（「所属」、「職」等）に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要があります。）

そのため、応募に当たっては、まず、研究者名簿への登録内容の確認を行っていただく必要があります。

ただし、研究者名簿への登録は、応募者が直接文部科学省に手続きを行うのではなく、所属する研究機関が府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて文部科学省に手続きを行うため、研究代表者及び連携研究者は、所属する研究機関が行う研究者名簿への登録手続（研究機関内での登録期限や現在の研究者名簿の登録状況の確認方法等）について、所属研究機関に確認してください。

なお、研究機関が行う文部科学省への登録期限は平成21年2月19日（木）であることにご留意ください。（24頁参照）

(3) 電子申請システムを利用するためのID・パスワードの取得

応募に当たっては、日本学術振興会電子申請システム（以下、「電子申請システム」という。）を利用して応募書類を作成する必要があります。

そのため、まず、所属する研究機関からID・パスワードの付与を受けてください。

なお、一度付与されたID・パスワードについては、研究機関を異動しない限り使用可能です。（パスワードを変更した場合を除く。）

〔 電子申請システムを利用するための手続について、詳しくは、「参考2 電子申請システムを利用した応募の手続」（27～28頁）を参照してください。 〕

(4) 重複応募制限の確認

既に他の研究種目の採択を受けている場合など一定の場合には、応募しても受け付けられないといった重複制限が課せられています。

① 重複応募の制限に係る取り扱いは、次の3つです。

- 1) ルールで定められた一方の応募研究課題しか受け付けられない。
- 2) 新規の研究課題の応募は受け付けられない。
- 3) 双方の研究課題とも応募が受け付けられるが、双方が採択された場合には、一方の研究課題のみ実施する。

※ 3)の場合で、交付内定の時期が異なる場合、後で採択になった研究課題を選択するときは、先に実施している研究課題を廃止しなければなりません。（直ちに研究費の使用を中止し、残額を返還しなければなりません。）

② 電子申請システム上で応募が受け付けられた場合であっても、その後、重複応募の制限により審査に付されない場合があります。

- ③ 複数の研究機関において応募資格を有する研究者が、複数の研究機関からそれぞれ同時に応募する場合であっても、重複応募の制限は、当該研究者（研究代表者又は研究分担者）に着目して適用されます。
- ④ 「奨励研究」に応募した者及び日本学術振興会の「特別研究員」・「外国人特別研究員」は、今回公募する研究種目には応募してはなりません。

具体的な「新学術領域研究（研究領域提案型）」の公募研究に関する重複応募の制限については次ページ（別表2）のとおりですので、応募の前によくご確認ください。

2 応募書類（研究計画調書）の作成・提出

(1) 研究計画調書の作成

応募に必要な書類は研究計画調書です。
研究計画調書は次の2つの部分から構成されます。

- 前半部分：研究課題名、応募額、研究組織等、応募研究課題に係る基本データ
「電子申請システム」(<http://www-shinsei.jpsps.go.jp/>)により入力してください。
- 後半部分：研究目的、研究計画・方法等の研究計画の内容に係る部分
様式（S-1-21）を文部科学省のホームページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm)から取得し、「電子申請システム」に添付して研究計画調書（PDFファイル）を作成してください。

記入にあたっては、次のような点について、内容に問題がないか確認してください。

① 公募の対象とならない研究計画でないこと。

次のような研究計画は公募の対象としていません。

- 1) 単に既製の研究機器の購入を目的とする研究計画
- 2) 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
- 3) 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
- 4) 業として行う受託研究
- 5) 研究期間のいずれかの年度における研究経費の額が10万円未満の研究計画

② 経費について次の要件を満たしていること。

1) 対象となる経費（直接経費）

研究計画の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費を対象とします。

注) 研究計画のいずれかの年度において、「設備備品費」、「旅費」、又は「謝金等」のいずれかの経費が90%を超える研究計画の場合には、当該経費の研究遂行上の必要性について、研究計画調書に記載しなければなりません。

2) 対象とならない経費

- ・ 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付費等のための経費を除く。）
- ・ 研究機関で通常備えが必要な備品を購入するための経費
- ・ 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ その他、間接経費（注）を使用することが適切な経費

注) 研究計画の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費（直接経費の30%に相当する額）であり、研究機関が使用するものです。

「新学術領域研究」には間接経費が措置されますが、研究代表者は、間接経費を応募書類に記載する必要はありません。

具体的内容の記入にあたっては、「応募書類の様式・記入要領」（37頁以降）を参照し、その記述に従ってください。

なお、モノクロ印刷した研究計画調書を審査委員に送付するため、印刷した際、内容が不鮮明とならないよう、作成にあたっては留意してください。

(2) 応募方法及び提出期限

科研費への応募は、応募資格を有する者が研究代表者となって行うものとします。

複数の研究機関において応募資格を有する場合には、いずれの研究機関から応募しても構いませんが、その際には、特に重複応募の取り扱い（17～19頁参照）に注意してください。

研究代表者は、作成した研究計画調書を、**所属する研究機関が指定する期日までに、電子申請システムを利用して、当該研究機関に提出（送信）してください。**

研究計画調書は、研究代表者の所属する研究機関がすべて取りまとめて電子申請システムを利用して提出することになります。**（研究代表者個人からの直接の応募（送信）はできません。また、紙媒体による応募は受理しません。）**

研究機関は応募の内容を確認し、平成21年3月6日（金）午後4時30分までに、電子申請システムを利用して応募書類を提出（送信）することとなっています。

なお、所属する研究機関が応募書類を提出（送信）した後は、研究計画調書の訂正、再提出等を行うことはできませんので、御注意ください。

3 審査及び審査結果の通知等

(1) 審査

新学術領域研究の公募研究の審査は、応募書類に基づき、文部科学省の科学技術・学術審議会で行います。

研究領域毎の専門委員会において、各評価者が書面による審査を行った後、同一の評価者が合議により審査を行う予定です。

なお、審査は非公開で行われ、提出された応募書類は返還しません。

審査の方法・着眼点等については、「評価ルール」（「科学研究費補助金における評価に関する規程」（平成14年11月12日科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会決定）及び「科学研究費補助金「新学術領域研究」の審査要綱」（平成20年1月29日科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会決定）を参照してください。

「評価ルール」は、文部科学省のホームページ(http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm)でご覧いただけます。

(2) 審査結果の通知

審査結果に基づく採択、不採択については、研究機関に文書で通知します。（9月中旬予定）

採択されなかった場合の結果の開示を希望する者には、およその順位、評定要素毎の評価、「公募要領に示された領域の研究概要との整合性」に関する評価、「問題がある」又は「不十分である」と判断した所見について、科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会から開示する予定です。

4 その他

(1) 補助金の適正な使用

科研費は、国民の貴重な税金等でまかなわれています。科研費の交付を受ける研究者には、法令及び研究者使用ルール（補助条件）にしたがい、これを適正に使用する義務が課せられています。このため、交付申請時には、補助金の不正な使用等を行わないことを確認します。

また、科研費の適正な使用に資する観点から、補助金の管理は、研究者が所属する研究機関が

これを行うこととされており、各研究機関が行うべき事務（機関使用ルール）が定められています。採択後にこれらのルールが適用されることを十分ご理解の上、応募してください。

なお、各研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に基づく体制整備を求めており、応募書類の提出に先立ち、報告書の提出を求めています。この報告書の提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められません（平成20年4月1日以降に、既に同報告書を提出している場合には、改めて提出する必要はありません。）。また、提出があった場合であっても、平成19年5月31日付け文部科学省科学技術・学術政策局長通知で示された「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、科研費を交付しないことがあります。

(2) 補助金の使用に当たっての留意点

応募に当たっては、研究期間を通じた一連の計画を作成し提出していただきますが、採択後の研究活動は、当該研究期間における各年度の補助事業として取り扱いますので、例えば、補助事業の年度と異なる年度の経費の支払いに対して科研費を使用することはできません。

なお、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき、年度内に完了しない見込みとなった場合には、文部科学大臣を通じて財務大臣へ繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上で、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。

(3) 関係法令等に違反した場合の取り扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であったり、関係法令・指針等に違反し、研究計画を実施した場合には、補助金の交付をしないことや、補助金の交付を取り消すことがあります。

(4) 不合理な重複及び過度の集中

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用し、競争的資金の不合理な重複又は過度の集中を避けるために必要な範囲で、応募内容の一部に関する情報を、他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）間で共有することになります。また、不合理な重複又は過度の集中が認められた場合には、補助金を交付しないことがあります。

(5) 個人情報の取り扱い

応募書類に含まれる個人情報は、競争的資金の不合理な重複や過度の集中の排除、科学研究費補助金の業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）する他、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に提供します。

なお、採択された研究課題については、報道発表資料及び国立情報学研究所のデータベース等により研究課題名、研究代表者氏名、交付予定額等を公開します。

また、採択された研究課題の研究代表者の所属・氏名等の情報は、日本学術振興会審査委員候補者データベースに必要に応じて登録し、このデータベースの更新依頼は、毎年、研究代表者が所属する研究機関を通じて行います。

Ⅲ 研究機関において留意していただくべきこと

1 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況についての報告等

科研費の応募手続を進める際には、研究機関自身が、公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等を行っているかについての報告等を行っておく必要があります。

(1) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況についての報告

今回初めて平成21年度科学研究費補助金に応募する研究機関は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等の実施状況報告書」を平成21年3月6日（金）午後4時30分までに府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という。）を使用して文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に提出してください（e-Radの使用に当たっては、e-Rad用のログインID・パスワード及び電子証明書が必要になります。未だこれらを取得されていない研究機関にあつては、すみやかにe-Radポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>）より、登録様式をダウンロードし、書面により研究機関の登録申請を行ってください。登録には通常2週間ほど必要です。）。提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められません（平成20年4月1日以降に、同報告書を提出している場合には、改めて提出する必要はありません。）。

注：報告書の提出後、必要に応じて、文部科学省（資金配分機関を含む）による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

<問い合わせ先>

（ガイドラインの様式・提出等について）

文部科学省 科学技術・学術政策局 調査調整課 競争的資金調整室

e-mail: kenkyuhi@mext.go.jp

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b/08191222/001.htm

（e-Radへの研究機関登録について）

文部科学省府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

0120-066-877（受付時間 9:30～17:30※ 土曜日、日曜日、国民の祝日を除く）

【URL】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

(2) 科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条により文部科学大臣が指定した研究機関の変更等の届出

次の事項のいずれかについて変更等を予定している場合には、その内容を速やかに文部科学省に届け出てください。

- ① 研究機関の廃止又は解散
- ② 研究機関の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ③ 研究機関の設置の目的、業務の内容、内部組織を定めた法令、条例、寄附行為その他の規約に関する事項

2 研究代表者等についての応募資格の確認

具体の応募手続きを進めるうえでは、まず第一に研究代表者等が応募資格を満たしているかどうか確認していただく必要があります。具体的には、

- ①応募しようとする研究代表者及び連携研究者が、応募資格を有する者であること
 - ②補助金の不正な使用等に伴い補助金の交付対象から除外されている者でないこと
- を確認していただく必要があります。

次に、応募しようとする研究代表者及び連携研究者が、研究者名簿に登録されているか確認してください。

登録に不備がある場合には、次のe-Radへの登録（研究者名簿への登録）手続きをとっていただくことが必要になります

○ e-Radへの登録（研究者名簿への登録）

応募しようとする研究代表者及び連携研究者は、所定の期限までに研究者名簿に登録されている者でなければなりません。（既に登録されている者であっても登録内容（「所属」、「職」等）に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要があります。）

研究者名簿への登録（更新）は、所属研究機関の担当者がe-Radを利用し、手続きを行うこととなります。研究者名簿は、所定の期限（下記【研究者名簿更新スケジュール】のe-Radの研究者情報登録期間（期限）参照）までにe-Radに登録された研究者情報のうち、「科学研究費補助金の応募資格有り」と登録された研究者情報を文部科学省研究振興局学術研究助成課が取り込み、作成することになります。研究者名簿への登録にあたっては以下の点に留意してください。

【研究者名簿更新スケジュール】

e-Radの研究者情報登録期間（期限）	研究者名簿更新（取り込み）予定日	
平成20年11月26日（水） ～ <u>平成21年2月2日（月）</u> 第5回登録期限	第5回	平成21年2月10日（火）
平成21年2月3日（火） ～ <u>平成21年2月19日（木）</u> 第6回登録期限 今回の公募における登録期限	第6回	平成21年2月27日（金）

- ・e-Radの利用には、事前の手続きが必要となります。所属する研究機関は、e-Rad運用担当宛に所属研究機関登録申請を行い、電子証明書及びログインID・パスワードを取得の後、e-Radを利用してください。
- ・研究者情報登録等締切日から応募書類提出締切日までに応募資格を有する予定者の者や、異動する予定者の者についても、研究者名簿登録（更新）最終期限の平成21年2月19日までに所定の手続きをe-Radにより行ってください。
- ・研究者名簿の更新は2回行います（第5回及び第6回）。研究者名簿への登録（更新）が必要な場合には、研究代表者による応募情報の入力、「研究者名簿更新（取り込み）予定日」（上記【研究者名簿更新スケジュール】参照）以降となるため、可能な限り5回目の締め切り（平成21年2月2日）までに研究者情報の登録（更新）を完了するようにしてください。

本手続については、応募にあたって研究機関内での取りまとめに支障を来さないよう、研究機関が行う重要手続の一つとして位置付け、諸手続（研究機関内での周知等も含む。）を行うようにしてください。

3 電子申請システムを利用した応募に係る手続等

(1) 研究代表者への確認

研究代表者から応募書類が提出された後、応募書類に記載された研究代表者及び連携研究者が、公募要領に定める内容に基づき応募書類を作成していることを確認してください。

(2) 電子申請システムを利用した応募書類の確認・提出

「電子申請のご案内」(<http://www-shinsei.jsps.go.jp/>) から ID・パスワードで「電子申請システム」にアクセスし、研究代表者が作成した研究計画調書 (PDF ファイル) の情報を取得し、その内容等について確認してください。

そのうえで、内容等に不備のないすべての研究計画調書 (PDF ファイル) について承認処理を行ってください。(研究計画調書 (PDF ファイル) を提出 (送信) したことになります。)

※ 「電子申請システム」で使用する電子証明書や ID・パスワードについては研究機関や個人を確認するものであることから、その取り扱い、管理についても十分留意の上、応募の手続きを行ってください。

※【研究計画調書の提出 (送信) 期限】

平成 21 年 3 月 6 日 (金) 午後 4 時 30 分

※なお、応募書類の提出 (送信) 後に、研究計画調書の訂正、再提出等を行うことはできません。

参考 1

研究組織に関わる「研究代表者」、「研究分担者」、「連携研究者」、「研究協力者」等の用語について

研究代表者及び研究分担者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）に規定された補助事業者にあたり、不正な使用等を行った場合は応募資格の停止（交付対象からの除外）の対象となります（16頁及び30頁参照）。

(1) 研究代表者

- ① 研究代表者は、補助事業者であり、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめを含む。）に関してすべての責任を持つ研究者のことをいいます。
なお、研究期間中に応募資格の喪失などの理由により、研究代表者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究代表者となることを避けてください。
- ② 研究代表者は、研究計画の性格上、必要があれば研究分担者（(2)参照）、連携研究者（(3)参照）及び研究協力者（(4)参照）とともに研究組織を構成することができます。
- ③ 研究代表者は、研究組織を構成する場合には、研究分担者との関係を明らかにするため、当該研究分担者が異なる研究機関に所属する者の場合にあっては「研究分担者承諾書（他機関用）」を、同じ研究機関に所属する者の場合にあっては「研究分担者承諾書（同一機関用）」を必ず徴し、保管しておかなければなりません。（研究代表者の所属する研究機関は、研究代表者が「研究分担者承諾書」を保管していることを確認した上で、研究機関としての応募手続を行ってください。）

(2) 研究分担者

研究分担者は、補助事業者であり、研究計画の遂行に関して研究代表者と協力しつつ、補助事業としての研究遂行責任を分担して研究活動を行う者で、応募資格を有し、分担金の配分を受ける者でなければなりません。（研究代表者と同一の研究機関に所属する研究分担者であっても、分担金の配分を受けなければなりません。）

なお、研究期間中に応募資格の喪失などの理由により、研究分担者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究分担者となることを避けてください。

注：今回、公募する「公募研究」では、研究分担者は置くことはできません。

(3) 連携研究者

- ① 連携研究者は、研究代表者及び研究分担者の責任の下、研究組織の一員として研究計画に参画する者で、応募資格を有する者でなければなりません。
- ② 連携研究者は、補助事業者ではないため、分担金を受け主体的に補助金を使用することや、研究代表者と交替して研究代表者になることはできません。

(4) 研究協力者

研究協力者は、研究代表者、研究分担者及び連携研究者以外の者で、研究課題の遂行に当たり、協力を行う者で、必ずしも応募資格を有する必要はありません。

（例：日本学術振興会の特別研究員、外国の研究機関に所属する研究者（海外共同研究者）、応募資格を有しない企業の研究者等）

電子申請システムを利用した応募の手続

日本学術振興会電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）により応募してください。
「電子申請システム」を利用するに際しては、以下の手続が必要となります。

1 研究機関が行う事前手続（28頁「電子申請手続の概要」1）

- ① 応募を予定している研究者がいるが、研究機関用の電子証明書及びID・パスワードを有していない場合は、府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という。）より電子証明書を取得した上で、「日本学術振興会電子申請システム利用申請書」（以下、「電子申請システム利用申請書」という。）と返信用封筒（「A4」が入る返送先が記載されているもの）を同封のうえ、日本学術振興会総務部企画情報課システム管理係に提出してください。提出された申請書に基づき、日本学術振興会から「研究機関用のID・パスワード」を送付します。

なお、「電子申請システム利用申請書」の提出から「研究機関用のID・パスワード」が到着するまで、おおよそ1週間程度かかります。

- ※1 平成20年9月1日よりe-Radで発行する電子証明書を電子申請システムで利用することとなりました。電子申請システムを初めてご利用になる場合、もしくは日本学術振興会発行の電子証明書をご利用の場合、新たにe-Radで発行した電子証明書をパソコンにインストールする必要があります。e-Rad電子証明書の取得については、e-Radホームページ「システム利用にあたっての事前準備」（<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>）でご確認ください。
- ※2 既にe-Rad発行の電子証明書及び日本学術振興会発行のID・パスワードを取得している研究機関は、再度取得する必要はありません。
- ※3 科学研究費補助金の各研究種目毎に電子証明書及びID・パスワードを取得する必要はありません。
- ※4 「電子申請システム利用申請書」の様式は、「電子申請のご案内」（<http://www-shinsei.jsps.go.jp/>）から取得してください。

- ② 研究機関用のID・パスワードを取得後、研究代表者として応募を予定している研究者に対し、研究機関においてID・パスワードを付与してください。具体的な付与の方法については、機関担当者向け操作手引き（詳細版）を確認してください。

なお、研究機関が研究者に対しID・パスワードを付与する時点で、当該研究者が、科学研究費補助金研究者名簿に登録されていることが必要です。

- ※1 一度付与されたID・パスワードは研究機関を異動しない限り使用可能です。（パスワードを変更した場合を除く。）
- ※2 操作手引きは毎年改訂されていますので、必ず最新版を取得して利用してください。

2 研究者が行う手続（28頁「電子申請手続の概要」2-①～2-②）

- ① 「公募研究」に研究代表者として応募する研究者は、所属する研究機関から付与されたID・パスワードで「電子申請のご案内」（<http://www-shinsei.jsps.go.jp/>）から「電子申請システム」にアクセスし、「応募情報（Web入力項目）作成・入力要領」に基づき、応募情報（Web入力項目）を入力するとともに、別途作成した応募内容ファイル（添付ファイル項目）を「電子申請システム」に添付して、研究計画調書（PDFファイル）を作成してください。

- ※ 応募内容ファイル（添付ファイル項目）の様式はID・パスワードの取得前でも文部科学省の科学研究費補助金ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm）から取得することができます。

- ② 作成した研究計画調書（PDFファイル）の内容に不備がなければ、確認完了・提出処理を行ってください。（所属する研究機関に研究計画調書（PDFファイル）を提出したことになります）

す。)

3 研究機関が行う手続（28頁「電子申請手続の概要」2-③）

- ① 「電子申請のご案内」(<http://www-shinsei.jstps.go.jp/>) からID・パスワードで「電子申請システム」にアクセスし、研究代表者が作成した研究計画調書（PDFファイル）の情報を取得し、その内容等について確認してください。
- ② 内容等に不備のないすべての研究計画調書（PDFファイル）について承認処理を行ってください。（研究計画調書（PDFファイル）を提出（送信）したことになります。）
※ 提出（送信）後に、研究計画調書（PDFファイル）の修正等を行うことはできません。

「電子申請システム」で使用する電子証明書やID・パスワードについては研究機関や個人を確認するものであることから、その取り扱い、管理についても十分留意の上、応募の手続きを行ってください。

なお、電子申請についての詳細は、「電子申請のご案内」(<http://www-shinsei.jstps.go.jp/>)をご参照ください。

4 問い合わせ先（この公募に関するお問い合わせは、研究機関を通じて下記宛てに行ってください。）

電子申請システムの利用に関すること：日本学術振興会総務部企画情報課システム管理係

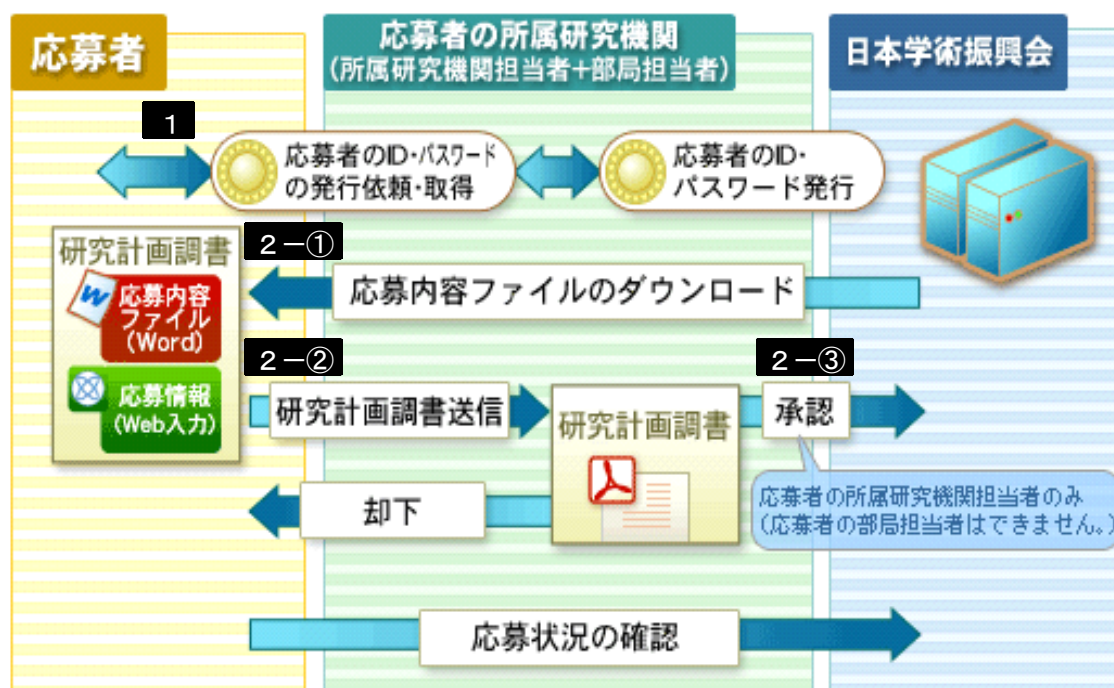
電話 コールセンター 0120-556739(土日休日を除く 9:30～17:30)

※上記以外の電話 03-3263-1902, 1913

公募の内容に関すること：文部科学省研究振興局学術研究助成課 電話 03-5253-4111 (代表)

・新学術領域研究の公募研究に関すること→ 科学研究費第一係 (内線：4095、4328)

電子申請手続の概要（「新学術領域研究（研究領域提案型）」（公募研究））



科学研究費補助金取扱規程

〔 昭和40年3月30日
文部省告示第110号 〕

改正 昭43文告309・昭56文告159・昭60文告127・昭61文告156・平10文告35・
平11文告114・平12文告181・平13文告72・平13文告133・平14文告123・平15文告149・
平16文告68・平16文告134・平17文告1・平18文告37・平19文告45・平20文告64

科学研究費補助金取扱規程を次のように定める。

科学研究費補助金取扱規程

(趣旨)

第1条 科学研究費補助金の取扱については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「研究機関」とは、学術研究を行う機関であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 大学及び大学共同利用機関（別に定めるところにより文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）
 - 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
 - 三 高等専門学校
 - 四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして別に定めるところにより文部科学大臣が指定するもの
- 2 この規程において「研究代表者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、法第2条第3項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）として当該事業の遂行に責任を負う研究者をいう。
 - 3 この規程において「研究分担者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業のうち二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行うものにおいて、補助事業者として研究代表者と共同して当該事業を行う研究者をいう。
 - 4 この規程において「連携研究者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、研究代表者又は研究分担者の監督の下に当該研究代表者又は研究分担者と連携して研究に参画する研究者をいう。
 - 5 この規程において「研究協力者」とは、研究代表者及び研究分担者並びに連携研究者以外の者で、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において研究への協力を行う者をいう。
 - 6 この規程において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による科学研究費補助金

の他の用途への使用又は科学研究費補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用をいう。

- 7 この規程において「不正行為」とは、科学研究費補助金の交付の対象となつた事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等のねつ造、改ざん又は盗用をいう。
- 8 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第1項第1号、第3号及び第4号に掲げるものを除く。）のうち、別に定めるところにより文部科学大臣が指定するものは、同項の研究機関とみなす。

（科学研究費補助金の交付の対象）

第3条 科学研究費補助金は、次の各号に掲げる事業に交付するものとする。

- 一 学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であつて、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者（日本学術振興会特別研究員を含む。）が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において科学研究費補助金の管理を行うものに限る。）又は教育的若しくは社会的意義を有する研究であつて、研究者が一人で行う事業（以下「科学研究」という。）
 - 二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行う事業（以下「研究成果の公開」という。）
 - 三 その他文部科学大臣が別に定める学術研究に係る事業
- 2 独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号）第15条第1号の規定に基づき独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が行う業務に対して、文部科学大臣が別に定めるところにより科学研究費補助金を交付する。

（科学研究費補助金を交付しない事業）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者（学術団体を含む。以下この条において同じ。）が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、科学研究費補助金を交付しない。ただし、第4号に掲げる者が、法第17条第1項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）以外にその交付を受けている事業と第6条第1項及び第3項の計画調書上同一の計画に基づいて行う事業については、この限りでない。

- 一 交付決定取消事業において科学研究費補助金の不正使用を行つた者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の翌年度以降2年以上5年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 二 前号に掲げる者と科学研究費補助金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について科学研究費補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間
- 三 交付決定取消事業において法第11条第1項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行つた補助事業者（前2号に該当する者を除く。） 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の翌年度以降2年間

- 四 第1号若しくは第3号に該当する研究代表者若しくは研究分担者と共同して交付決定取消事業を行つた研究代表者若しくは研究分担者（前各号に該当する者を除く。以下この号において同じ。）又は第1号に該当する連携研究者が参画した交付決定取消事業若しくは同号に該当する研究協力者が協力した交付決定取消事業の研究代表者若しくは研究分担者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の翌1年間
- 五 偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の翌年度以降5年間
- 六 不正行為があつたと認定された者（当該不正行為があつたと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。以下この条において同じ。） 当該不正行為があつたと認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して科学技術・学術審議会において相当と認められる期間
- 2 前条の規定にかかわらず、国又は独立行政法人が交付する給付金であつて、文部科学大臣が別に定めるもの（以下この条において「特定給付金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、文部科学大臣が別に定める期間、科学研究費補助金を交付しない。
- 一 特定給付金の他の用途への使用をした者又は当該他の用途への使用を共謀した者
 - 二 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、特定給付金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者
 - 三 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者
 - 四 特定給付金による事業において不正行為があつたと認定された者

（補助金の交付申請者）

- 第5条 第3条第1項第1号及び第2号に係る科学研究費補助金（同条第2項に係るものを除く。以下「補助金」という。）の交付の申請をすることができる者は、次のとおりとする。
- 一 科学研究に係る補助金にあつては、科学研究を行う研究者の代表者
 - 二 研究成果の公開に係る補助金にあつては、研究成果の公開を行う個人又は学術団体の代表者

（計画調書）

- 第6条 補助金（振興会において審査・評価を行うものを除く。）の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ科学研究又は研究成果の公開（以下「科学研究等」という。）に関する計画調書を別に定める様式により文部科学大臣に提出するものとする。
- 2 前項の計画調書の提出期間については、毎年文部科学大臣が公表する。
 - 3 補助金のうち振興会において審査・評価を行うものの交付を申請しようとする者は、別に定めるところにより科学研究等に関する計画調書を振興会に提出するものとする。
 - 4 前項の計画調書の提出期間については、毎年振興会が公表する。

（交付の決定）

- 第7条 文部科学大臣は、前条第1項及び第3項の計画調書に基づいて、補助金を交付しよ

うとする者及び交付しようとする予定額（以下「交付予定額」という。）を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

- 2 文部科学大臣は、補助金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、文部科学大臣に提出された計画調書について、科学技術・学術審議会の意見を聴くものとする。ただし、前条第3項の規定により振興会に提出された計画調書については、振興会から報告を受けることをもつて足り、科学技術・学術審議会の意見を聴くことを要しない。

第8条 前条第1項の通知を受けた者が補助金の交付の申請をしようとするときは、文部科学大臣の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 2 文部科学大臣は、前項の交付申請書に基づいて、交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（科学研究等の変更）

第9条 補助金の交付を受けた者が、科学研究等の内容及び経費の配分の変更（文部科学大臣が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ文部科学大臣の承認を得なければならない。

（補助金の使用制限）

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金を科学研究等に必要な経費にのみ使用しなければならない。

（実績報告書）

第11条 補助金の交付を受けた者は、科学研究等を完了したときは、すみやかに別に定める様式による実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

- 2 前項の実績報告書には、補助金により購入した設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）がある場合にあつては、別に定める様式による購入設備等明細書を添付しなければならない。
- 3 第1項後段の規定による実績報告書には、翌年度に行う科学研究等に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 文部科学大臣は、前条第1項前段の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、科学研究等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

（帳簿等の整理保管）

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならない。

（経理の調査）

第14条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(科学研究等の状況の調査)

第15条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、科学研究等の状況に関する報告書の提出を求め、又は科学研究等の状況を調査することができる。

(研究経過の公表)

第16条 文部科学大臣は、科学研究に係る実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

第17条 第5条第1号に係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備等を購入したときは、直ちに、当該設備等を当該補助金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

2 第5条第1号に係る補助金の交付を受けた者は、設備等を直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合において、文部科学大臣の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、当該研究上の支障がなくなるまでの間、当該設備等を寄付しないことができる。

第18条 第3条第1項第3号に係る科学研究費補助金に関し必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。

(その他)

第19条 この規定に定めるもののほか、補助金の取扱に関し必要な事項は、そのつど文部科学大臣が定めるものとする。

附則

この規程は、昭和40年4月1日から実施する。

附則（昭和43・11・30文告309）

この規程は、昭和43年11月30日から実施する。

附則（昭和56・10・15文告159）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（昭和60・11・2文告127）

この告示は、昭和60年11月2日から施行し、昭和60年度分以後の補助金について適用する。

附則（昭和61・12・25文告156）

この告示は、昭和61年12月25日から施行し、昭和61年度以降の補助金について適用する。

附則（平成10・3・19文告35）

この告示は、平成10年3月19日から施行し、平成9年度以降の補助金について適用する。

附則（平成11・5・17文告114）

この告示は、公布の日から施行し、平成11年4月11日から適用する。

附則（平成12・12・11文告181）

この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附則（平成13・4・19・文告72）

この告示は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附則（平成13・8・2文告133）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の科学研究費補助金取扱規程第2条第3号の規定による研究機関である法人及び同条第4号の規定による指定を受けている機関は、改正後の科学研究費補助金取扱規程第2条第4号の規定による指定を受けた研究機関とみなす。

附則（平成14・6・28・文告123）

この告示は、公布の日から施行し、平成14年度以降の補助金について適用する。

附則（平成15・9・12・文告149）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定、第5条第1項、第3項及び第4項の改正規定並びに第6条第2項の改正規定は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第3条第3項の規定は、法第18条第1項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの告示の施行日前である交付決定取消事業を行つた研究者が行う事業については、適用しない。

附則（平成16・4・1・文告68）

- 1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第3条第3項第3号の規定は、この告示の施行前に交付の決定が行われた科学研究費補助金に係る交付決定取消事業を行つた研究者については、適用しない。

附則（平成17・1・24・文告1）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第3条第4項及び第5項の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの告示の施行日前である事業を行つた研究者又は当該研究者と共謀した研究者が行う事業については、適用しない。

附則（平成18・3・27・文告37）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成19・3・30・文告45）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成20・5・19・文告64）

- 1 この告示は、公布の日から実施し、平成20年度以降の補助金について適用する。ただし、第2条第1項第4号の改正規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の施行の日から実施する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程（以下「新規程」という。）第4条第1項第1号及び第3号の規定は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成15年9月12日よりも前である法第17条第1項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取消された事業において不正使用を行つた者又は法第11条第1項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行つた補助事業者（法第2条第3項に規定する補助事業者等をいい、新規程第4条第1項第1号又は第2号に該当する者を除く。）については、適用しない。
- 3 新規程第4条第1項第4号の規定は、平成16年4月1日よりも前に交付の決定が行われた事業の研究代表者又は研究分担者については、適用しない。
- 4 新規程第4条第1項第2号及び第5号の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた

日が平成17年1月24日より前である事業において科学研究費補助金の不正使用を共謀した者又は偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者若しくは当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者については、適用しない。

問い合わせ先

1 この公募に関する問い合わせは、**研究機関を通じて**下記に照会してください。

(1) 公募の内容に関すること：文部科学省研究振興局学術研究助成課
電話 03-5253-4111(代表)

区 分	担当係	内線・直通
公募要領全般	研究費総括係	内線：4091 直通：03-6734-4091
新学術領域研究(研究領域提案型)	科学研究費第一係	内線：4095、4328 直通：03-6734-4095

(2) 電子申請システムの利用に関すること：独立行政法人日本学術振興会総務部企画情報システム管理係

・土日休日を除く 9：30～17：30
コールセンター 0120-556739 (フリーダイヤル)

・上記以外の電話 03-3263-1902、1913

(3) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等の実施状況報告書」に関すること：文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室
電話 03-6734-4014

2 この公募要領に記載している内容は、文部科学省のホームページでご覧いただけます。
また、応募書類の様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

文部科学省のホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm